

議案第8号

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則の一部を改正する規則について

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則の一部を改正する規則

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成
22年小松市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「産業未来部」を「経済環境部」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1" data-bbox="76 673 1106 820"> <thead> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市<u>産業未来部</u>の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長、教育次長(担当部長)及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市 <u>産業未来部</u> の職員	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1" data-bbox="1133 673 2163 820"> <thead> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市<u>経済環境部</u>の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長、教育次長(担当部長)及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市 <u>経済環境部</u> の職員
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員								
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市 <u>産業未来部</u> の職員								
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員								
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市 <u>経済環境部</u> の職員								

教育バスの更新について

1. 概要

市教育委員会で運行している教育バス「わくわく号」について、購入から約17年が経過し老朽化が進んでいたため、防衛省の9条交付金を活用し新しい教育バスへと更新しました。新しいバスの名称については市内小中学校の児童生徒から募集を行い決定したものです。

2. 購入価格

20,995千円（国庫17,000千円）

3. 納車予定日

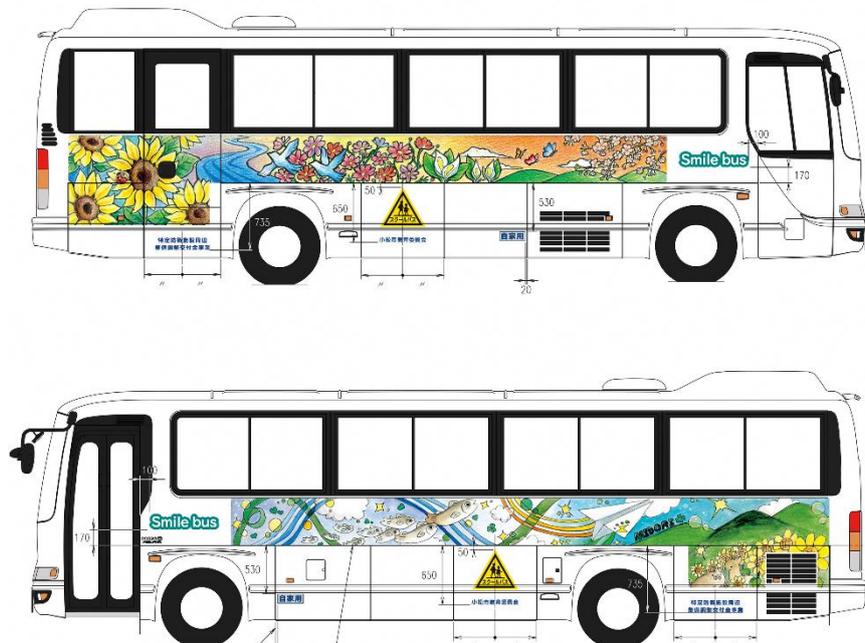
令和4年3月末日

4. 新しいバスの名称

「Smile bus」

※応募案総数95案

5. デザインイメージ



※デザイン図案は市立高校芸術コース生徒が作成

6. 運行開始時期

令和4年4月～

G I G Aスクール こまつモデルの推進について

1. ICTを活用した学びの推進事業

アドバイザー 北陸学院大学人間総合学部 教授 村井 万寿夫 氏

(1) ICTを活用した学びの推進プロジェクトチーム

① 活用チーム：ICTを効果的に活用した授業づくり

小学校：国語科 算数科 中学校：社会科 数学科

② 運用チーム…授業支援ソフトの操作及び機能紹介の動画作成

授業支援ソフト「SKYMENU C l a s s」について

・諸機能について

・「発表ノート」機能について

(2) 研究指定校

モデル校：松東みどり学園 協力校：蓮代寺小学校 板津中学校

① 公開型校内研修

各校2回（時期によりオンライン形式で実施）

② モデル校授業公開

12月 松東みどり学園 6年生算数科

(3) 「ICTを活用した学びの推進」研修会

○ 2月3日（水）オンライン形式で実施

○ G I G A校内研修推進リーダー、教務主任対象に各学校のICTの効果的な活用実践事例の紹介、今後自校でできること

2. 学習用端末の活用

(1) 授業支援ソフト、AI型学習コンテンツ

「SKYMENU C l a s s」 「Q u b e n a」

(2) オンライン学習

家庭学習 臨時休業

(3) 課題

・ 授業の質の向上

3. セキュリティについて

・ 資産管理システム及びセキュリティソフト

寄附受納について

本市の学校教育における情報教育充実のため、下記のとおり寄附がありました。

記

◆寄附者／株式会社 勝木太郎助商店 代表取締役 勝木 繁 様

1. 受 納 日

令和4年2月28日（月）

2. 寄附の内容

学習用端末（指導者用）・・・・・・・・	1台
授業支援ソフト等・・・・・・・・	1式

3. 感謝状贈呈式

令和4年3月11日（金） 15：00 教育長室にて

